

平成29年度「福井型コミュニティ・スクール推進事業」実施要項

福井県教育委員会

1 目的

県内すべての小・中学校に設置された「家庭・地域・学校協議会」において、保護者・地域住民・学校の代表が子どもたちの成長や教育にかかわる課題について一元的に協議し、それぞれが責任を持って取り組むことにより、地域全体の教育力向上に資する。

2 事業主体

市町教育委員会

3 福井型コミュニティ・スクールの理念

福井型コミュニティ・スクールは、家庭、地域、学校が連携し、地域の特性や実情を活かしながら、地域に根ざした開かれた学校づくりを目指すものである。その特長は、それぞれの代表で構成する「家庭・地域・学校協議会」を設置し、地域全体の教育・子育て方針や学校運営の基本方針を策定するとともに、それぞれが責任をもって活動を行うことである。

4 家庭・地域・学校協議会の設置

(1) 家庭・地域・学校協議会の構成

委員については、保護者、地域住民および教職員で構成することとする。

(2) 委員の選考

委員の選考は、次の事項について配慮する。

- ・校長が目指すべき学校運営を考えて、適切な人材を選考する。
- ・男女比、地区、年齢、職業等に配慮し、バランスのとれた委員構成になるように選考する。
- ・地域住民の代表については、どのような分野での意見を期待するのかという観点から選考する。

(3) 委員の任命

校長が推薦し、設置者が委嘱することが望ましい。

(4) 活動内容

家庭・地域・学校協議会では、具体的には次の事項について協議することが求められる。

- ① 具体的な学校運営に関すること
 - ・学校教育目標、学校運営方針、教育課程の編成等
 - ・教育内容や学校行事等の企画・運営
 - ・地域の特性に応じた特色ある学校づくり
 - ・教育活動への地域人材の積極的活用
- ② 学校評価に関すること
 - ・保護者や地域の意見を反映した学校運営方針の策定
 - ・学校関係者評価による学校運営の改善
- ③ 地域の行事や活動への児童・生徒、教職員の参加に関すること
- ④ 子どもの安全や居場所づくりに関すること
 - ・見守り活動の実施や子どもへの指導
 - ・学校の空き教室、児童館、公民館等を活用した放課後の居場所づくり
- ⑤ 家庭や地域全体の教育に関すること
 - ・家庭や地域における子育て等の課題
 - ・地域全体の教育・子育て方針の策定
- ⑥ 異校種間（保・幼・小・中・高）の連携に関すること

(5) 小・中学校の合同開催

異校種間の円滑な接続や地域全体の教育力をより一層向上するという観点から、小・中学校の合同開催を実施し、情報交換や連携を図ること。

5 地域コーディネーター（平成28年度から実施校で順次、任命）

(1) 任命

校長が推薦し、設置者が委嘱することが望ましい。

(2) 活動内容

地域の様々な団体と連絡・調整を行い、子どもたちの体験学習を支援する。

6 計画書および報告書の提出

本事業の推進にあたり市町教育委員会は、学校毎に計画書および報告書を作成させるとともに、その一部を福井県教育庁義務教育課に提出すること。